

	4.27	24.64	54.66	15.01	1.42	
12000 to 15000	27	196	82	14	0	319
	0.12	0.91	0.38	0.06	0	1.48
	8.46	61.44	25.71	4.39	0	
15000 to 17000	17	60	10	2	0	89
	0.08	0.28	0.05	0.01	0	0.41
	19.1	67.42	11.24	2.25	0	
17000 to 20000	6	48	4	0	0	58
	0.03	0.22	0.02	0	0	0.27
	10.34	82.76	6.9	0	0	
20000 to 25000	22	27	6	1	0	56
	0.1	0.12	0.03	0	0	0.26
	39.29	48.21	10.71	1.79	0	
25000 to 30000	14	6	1	5	0	26
	0.06	0.03	0	0.02	0	0.12
	53.85	23.08	3.85	19.23	0	
more than 30000	5	2	2	8	2	19
	0.02	0.01	0.01	0.04	0.01	0.09
	26.32	10.53	10.53	42.11	10.53	
Total	619	2276	7710	7993	3009	21607
	2.86	10.53	35.68	36.99	13.93	100

(出所) 田近・古谷(2002a)

所得税改革のマイクロシミュレーション¹⁵

そこで諸控除の扱いなどを変更した場合に税収全体にどのような影響が出るかをマイクロ・シミュレーション・モデルである TJMOD(Tax Japan MODel)を利用して分析した。その結果、第1に、給与所得控除を実額控除へと変更する税制改革は、所得税の税収全体を35.8%増加させる。現実の必要経費と比較して、現行の給与所得控除は過大である。ただし、サラリーマンと比較して、自営業者は所得捕捉度が低いと認識され、サラリーマンに、過大な給与所得控除を与えることにより、所得税負担の公平を維持している。そのため、この改革は、サラリーマンと自営業者の不公平を拡大する懸念が持たれている。ただし、TJMODを利用して分析すると、この改革は、サラリーマンだけではなく、自営業者の所得税負担も大幅に増加させることが分かる。これは、自営業者が、事業により得た収入を事業所得だけではなく、給与所得に振り分けていることに由来する。

¹⁵ 詳細は田近・古谷(2002b)参照。

第2に、課税単位を世帯に変更する税制改革は、所得税の税収全体を11.6%低下させる。この改革は、結婚への誘因となるが、少子化対策としては有効ではない。何故ならば、この改革により恩恵を受けるのは、高所得で、夫婦間の所得格差の大きい夫婦である。つまり、この改革により恩恵を受けるのは、新たに子供を生む可能性の低い高齢者層、中年層の夫婦であり、新たに子供を生む可能性の高い若年層の夫婦は殆ど恩恵を受けないからである。

第3に、配偶者特別控除の廃止は、所得税の税収全体を4.5%増加させる。配偶者特別控除は、配偶者のある女性の労働供給に歪みをもたらしていると言われている。しかし、TJMODによる分析によると、配偶者特別控除の廃止は、配偶者のある女性の労働供給に与える歪みを小さくする効果を持つことを確認できるが、その効果は大きくはない。

5. こどものいる世帯への再分配

規模が小さいこどものいる世帯への移転

日本の再分配政策を語るとき、社会保障制度による高齢者への再分配に焦点があてられることが多い。社会保障制度の中で行われるこどものいる世帯への再分配には、児童手当、児童扶養手当、(場合によっては生活保護制度)などがあるが、これらは、年金・医療制度に比べるとその規模は微々たるものである。また、子供のある世帯の多くは現役世代であるため、年金・医療制度における保険料による負の再分配を受けていると考えられる。しかし、再分配は社会保障制度のみに担われているわけではない。社会保障制度と並ぶ再分配機能がある税制においては、扶養控除制度など、こどものいる世帯を対象とする制度が内在している。これらの制度を総合した時に、こどものいる世帯に対する再分配がどの程度になるのかを分析するためには、マイクロ・データを用いた実証研究が必要である。

こどものいる世帯における不平等度¹⁶

表14は、世帯の属性別にジニ係数を再分配の各過程において示したものである。子供がある世帯は、全世帯に比べて当初所得のジニ係数が低く、その傾向は再分配後所得においても続く。「3歳以下の扶養家族がある世帯」に注目すると、当初所得のジニ係数に比べ、税後所得のジニ係数には若干(4.2%世帯ベース、4.3%子供数ベース)の改善がみられるが、再分配後所得においての更なる改善は微々たるものである(0.8%、1.7%)。これは、社会保障による再分配がジニ係数の改善の殆どを担っている「全世帯」とは明らかに異なる傾向である。また、「3歳以下の扶養家族がある世帯」において扶養控除によるジニ係数改善度は、0.6%(0.9%子供数ベース)、児童手当等によるジニ係数改善度は0.8%(1.0%)であり、両者において大きな改善はみられない。「20歳以下の扶養家族がある世帯」においても、その傾向はかわらない。しかし、サンプルを「児童手当等を受けた世帯」に限ってみると、児童手当等によるジニ係数改善度は9.1%(8.8%)であり、実際に児童手当等を受給した世帯間においては、児童手当の当初の目的であった「格差是正」の目的が満たされて

¹⁶ 本節は阿部(2002)に負っている。

いるといえよう。設計上から、所得の高い世帯のほうが便益が高い扶養控除に比べ、児童手当等社会保障給付がジニ係数改善に大きく寄与するのは、当然の結果ともいえる。しかし、前記のように、実際に児童手当等を受けている世帯が少ないため、「3歳以下の扶養家族がある世帯」においては、この効果が殆どみられない。

「全世帯」においても、扶養控除による便益や児童手当等給付による不平等度改善の効果は限られている。これは、社会保障全体による不平等度改善率が21.3%（世帯ベース）と高いのに対照的である。しかし、これを子供数ベースにすると、改善率はさほど高いわけではない。「母子世帯」は、社会的弱者として注目されがちであり、貧困率も高い。しかし、母子世帯間の不平等度も、きわめて高いのは興味深い。この世帯においては、児童手当等給付が不平等度改善に大きく貢献しているのが特徴的である。

表 14 不平等度の改善効果

サンプル数	ジニ係数										
	当初所得 (a)		扶養控除がない場合の税後 (b)		税後所得 (c)		児童手当を除く再分配後 (d)		再分配後 (e)		
3歳以下の扶養家族がある世帯	847	0.272	0.271	0.263	0.262	0.261	0.260	0.261	0.258	0.259	0.255
20歳以下の扶養家族がある世帯	3082	0.306	0.305	0.295	0.294	0.293	0.291	0.286	0.284	0.284	0.282
全世帯	8152	0.433	0.307	0.431	0.295	0.429	0.293	0.339	0.285	0.338	0.282
全母子世帯	104	0.448	0.426	0.466	0.442	0.459	0.434	0.394	0.369	0.356	0.331
児童手当等を受けた世帯	262	0.305	0.292	0.307	0.291	0.304	0.288	0.286	0.275	0.260	0.250

サンプル数	ジニ係数改善率(%)									
	扶養控除による不平等度改善		児童手当による不平等度改善		税による不平等度改善		社会保障による不平等度改善		児童手当による不平等度改善	
	(b-c/b)	(d-e/d)	削減率	削減率	(a-c/a)	(c-e/c)	削減率	削減率	(a-c/a)	(c-e/c)
3歳以下の扶養家族がある世帯	847	0.6%	0.9%	0.8%		4.2%	4.3%	0.8%	1.7%	
20歳以下の扶養家族がある世帯	3082	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	4.3%	4.6%	3.2%	3.4%	
全世帯	8152	0.4%	0.7%	0.3%	0.9%	0.8%	4.4%	21.3%	3.7%	
全母子世帯	104	1.5%	1.9%	9.5%	10.4%	-2.6%	-1.8%	22.5%	23.7%	
児童手当等を受けた世帯	262	0.9%	1.0%	9.1%	8.8%	0.1%	1.3%	14.5%	13.1%	

(注) 世帯所得は、(大人数+ (子ども数*0.7)) **0.7 でわった等価世帯所得。各桁の左は世帯数ベース、右は20歳未満の子ども数ベース。世帯の中に該当する子がいる場合でもその扶養者(父親か母親)共に世帯の中にいない場合はサンプルから除外。「再分配後所得」には、現金給付ほか現物給付(医療、措置費等)も含む。

(出所) 阿部(2002)

母親の就業と保育サービス¹⁷

こどものいる世帯に対する給付のうち、認可保育園の保育サービスは医療とならんで重要な現物給付である。表 15 は、就学前児童のいる世帯の所得 10 分位別分布をみたものである。ここでは就学前児童のいない世帯を含めた、全世帯ベースでの所得 10 分位階級なので、もし、全世帯の所得分布と就学前児童のいる世帯の所得分布が全く同一なら、各分位のシェアは 10% になるはずである。シェアが 10% を超えている場合は、全世帯と比較して、就学前児童のいる世帯はその分位に集中していることを意味する。

まず、就学前児童のいる世帯全体としては、第 4 分位から第 8 分位に多く分布しており、中間所得層のウェイトが相対的に高い。保育状況別にみると、認可保育所利用世帯は低所得層のウェイトがやや低いことを除けば、各分位のシェアが 10% に近く、全世帯の分布と比較して、あまり違いがないことがわかる。また、就学前児童のいる世帯「総数」との比較でみると、認可保育所利用世帯は低所得分位も多い半面、高所得分位に属する世帯も多い。

表 15 就学前児童のいる世帯の所得分布（全世帯との比較）

	総数	父母・祖父母のみ	認可園利用世帯	認可外利用世帯	幼稚園利用世帯
1 第1分位	2.6	2.1	5.0	1.2	1.8
2 第2分位	4.4	4.2	5.8	7.4	3.0
3 第3分位	6.9	7.0	8.6	8.6	4.8
4 第4分位	12.9	14.4	12.3	8.6	8.9
5 第5分位	16.1	18.4	10.7	11.1	14.8
6 第6分位	15.9	16.1	14.7	11.1	18.3
7 第7分位	13.6	13.2	11.9	25.9	14.8
8 第8分位	11.4	10.6	11.0	11.1	14.8
9 第9分位	8.9	7.7	10.0	2.5	11.6
10 第10分位	7.5	6.4	10.0	12.3	7.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 大石(2002b)

このように、認可保育所の保育サービスという現物給付から便益を受けている世帯は、それほど低所得層に偏っているわけではない。父母・祖父母のみで保育している世帯と比較すれば、世帯所得はむしろ高い¹⁸。認可保育所の保育サービスに多額の補助金が投入さ

¹⁷ 本節は大石(2002a)、(2002b)に負っている。

¹⁸ ただしここでは、名目的な世帯所得を取り上げているだけで、世帯人員調整などは行っていないという問題がある。

れていることを考慮すると、おなじ就学前児童を扶養する世帯間で公平性の面で問題がある。また、認可保育所利用世帯の母親の就業実態は、いわゆる配偶者控除内、あるいは130万円の壁のなかに収まるような就業が多い¹⁹。保育サービスの拡充を提唱する際に、それが女性の経済的自立を促し、ひいては税収や社会保険料収入の増加に結びつくという主張がされる場合があるが、実際に本格的な就労に貢献しているかという疑問がある。また、保育料が母親の就労に及ぼす影響を計量分析した結果では、保育料の高さが保育需要を減少させる効果は観察されたものの、労働供給への影響は有意には観察されなかった。

ただしこれについては、認可保育所の保育時間などの運営方法が正規就業者の勤務実態に合致しないために、母親達があえて非正規就労や低所得の就業にとどめているという因果関係があるのかもしれない。

6. 国際比較でみた日本の再分配の特徴²⁰

低所得層へのネット移転が少ない日本

LIS に含まれる 11 カ国及び日本のマイクロデータを用い、日本の再分配政策の特徴を他国との比較でとらえてみよう。まず、正の移転の中で中高所得層に分配される割合では、日本のそれ(0.34、平成10年度は0.37)は1位であり、比較的の中高所得層に手厚く給付が行われていることがわかる。一般に、普遍主義的性格が強いといわれる北欧諸国のほうがこの割合が低く、スウェーデンが0.158、ノルウェーは、0.144であり、むしろアメリカ、カナダの方が高い。これは、スウェーデンとノルウェーは、低所得層へのネット移転が多いことが理由とみられる。低所得層へのネット移転をみると、スウェーデン、ノルウェーは、高い数値を示しており、日本、カナダ、アメリカは低い。ミーンズテストを伴わない正の移転の割合については、日本(0.98)はスウェーデン(0.96)、ノルウェー(0.96)を上回り1位である。換言すると、日本はスウェーデン、ノルウェーとともにミーンズテストを伴わない給付を中心とする社会保障制度を築いているが、スウェーデン、ノルウェーは普遍的なものにもかかわらず低所得層に多くのネット移転を行っているのに対し、日本は低所得層へのネット移転が比較的少ない。この点で、日本はスウェーデン、ノルウェーとは異なる普遍性をもっているといえよう。

貧困軽減政策の outcome

同じデータを用いて、4つのカテゴリーの世帯(再分配前と後の所得において：①貧困→貧困、②貧困→非貧困、③非貧困→非貧困、④非貧困→貧困)において、再分配がどのように機能しているかを考察した。その結果、日本は再分配前の貧困ギャップ率が低い(1位)のにもかかわらず、再分配後の貧困ギャップは6位となっており、貧困軽減政策の outcome からはよいとはいえない。日本の特徴として低所得層へのネット移転が比較的

¹⁹ 大石(2002a)参照。

²⁰ 本章は Abe(2002)による。

少ないことがわかった。また、日本では子どもをもつ世帯が貧困に陥った時に、所得移転が貧困脱却の手だてとなることが少ないことが示唆された。

7. 考察と結語

所得格差の動向には世帯構造や家族構造が大きく影響している。日本の場合、三世代同居や成人未婚子が親と同居するケースなどが多いため、諸外国との比較においても十分な留意を払う必要がある。税や社会保障などの再分配にまつわる負担と給付については、こうしたマイクロデータに基づく詳細な実態はこれまで明らかにされてこなかったことである。また、生涯ベースでの受給と負担の実態も、今年度の研究から明らかになった。

国際的にみた日本の所得格差の状況を把握するには、もととなる統計の調査対象、所得の定義、世帯人員の調整法等を詳細にコントロールすることが重要である。1990年代において日本の所得格差は拡大したが、それは主に世帯構造の変化によるところが大きい。税や社会保障による個別の再分配については、格差縮小効果が小さいものもあった。また、生涯ベースでみると再分配効果が減殺されていることも明らかになった。日本の再分配政策の特徴を捉える上では、諸外国との比較は有益である。

以上

参考文献

- 阿部 彩(2000)「社会保険料の逆進性が世代内所得不平等度にもたらす影響」『社会保障の改革動向に関する国際共同研究平成 11 年度報告書』。
- 阿部 彩(2002)「こどものいる世帯に対する現金給付の分析」『社会保障の改革動向に関する国際共同研究平成 13 年度報告書』
- 岩本康志(2000)「ライフサイクルから見た不平等度」『家族・世帯の変容と社会保障』東京大学出版会。
- 梅溪健児(2000)「所得調査の特徴とジニ係数」『日本労働研究雑誌』42 巻 7 号, 21-32 頁。
- 大石亜希子・伊藤由樹子(1999)「所得分配の見方と統計上の問題点」『日本経済研究センター会報』7 月 1 日号。
- 大石亜希子(2001)「ライフサイクルからみた不平等度研究の問題点」『社会保障の改革動向に関する国際共同研究平成 12 年度報告書』。
- 大石亜希子(2002a)「母親の就業に及ぼす保育費用の影響」『社会保障の改革動向に関する国際共同研究平成 13 年度報告書』
- 大石亜希子(2002b)「付論：児童福祉政策の分配的帰結」『社会保障の改革動向に関する国際共同研究平成 13 年度報告書』
- 大竹文雄・斎藤誠(1996)「人口高齢化と消費の不平等度」『日本経済研究』No.33。
- 大竹文雄・斎藤誠(1999)「所得不平等化の背景とその政策的含意」『季刊・社会保障研究』Vol.35, No.1
- 大竹文雄(2000)「90 年代の所得格差」『日本労働研究雑誌』No.480、日本労働研究機構、2000 年 7 月、pp.2-11
- 小塩隆士(2002)「年齢階級内・間及び生涯所得ベースでみた所得再分配」『社会保障の改革動向に関する国際共同研究平成 13 年度報告書』
- 経済企画庁(1999)『新国民生活指標』経済企画庁。
- 玄田有史(1994)「高学歴化、中高年化と賃金構造」石川経夫編『日本の所得と富の分配』東京大学出版会、pp.141-168。
- 香西泰・鈴木玲子・伊藤由樹子(1998)「貿易の雇用と賃金への影響」JCER Discussion Paper No.51.
- 小林正人(1998)「所得不平等の計測と制度評価」『所得再分配の評価手法に関する研究』平成 9 年度厚生科学研究費補助金厚生行政科学研究事業報告書。
- 櫻井宏二郎(1999)「偏向的技術進歩と日本製造業の雇用・賃金——コンピューター投資にみる技術進歩の影響」日本開発銀行『経済経営研究』Vol.20-2.
- 所得再分配検討会(1985)『所得再分配検討会報告書』。
- 田近栄治・古谷泉生(2002a)「国民生活基礎調査を使った所得税負担の分析」『社会保障の改革動向に関する国際共同研究平成 13 年度報告書』
- 田近栄治・古谷泉生(2002a)「所得税改革のマイクロ・シミュレーション」『社会保障の改革動向に関する国際共同研究平成 13 年度報告書』

- 橋木俊詔(1997)『日本の所得格差』岩波書店。
- 寺崎康博(2002)「所得格差の変動の構造分析—家族変動と社会保障の観点から」『社会保障の改革動向に関する国際共同研究平成13年度報告書』
- 府川哲夫(2002)「世帯構造別所得分配と負担」『社会保障の改革動向に関する国際共同研究平成13年度報告書』
- 舟岡史雄(2001)「日本の所得格差についての検討」『経済研究』52巻2号, 117-131頁。
- 茂木優寿(1999)「年齢構成、世帯人員構成の変化が世帯の所得及び消費格差に与える影響」『郵政研究所月報』6月。
- Abe, Aya (2002) “Universalism & Targeting: An International Comparison using the LIS Database,” in 『社会保障の改革動向に関する国際共同研究平成13年度報告書』
- Atkinson A.B. (1999) *The Economic Consequences of Rolling Back the Welfare State*, Cambridge: The MIT Press.
- Blau, F.D. and Kahn, L.M. (1996) “International Differences in Male Wage Inequality: Institutions versus Market Forces,” *Journal of Political Economy*, Vol.104, No.4, pp.791-837.
- Eurostat (1998). *Social portrait of Europe*.
- Katz, L.F. and Murphy, K.M. (1992) “Changes in Relative Wages, 1963-1987: Supply and Demand Factors,” *Quarterly Journal of Economics*, 107, pp.35-78.
- Smeeding T.M. (1997). “US Income Inequality in a Cross-National Perspective : Why Are We So Different?” Luxembourg Income Study Working Paper, No.157.
- Smeeding T.M. (2001). “The LIS Project: Overview and Recent Developments,” in 『社会保障の改革動向に関する国際共同研究平成12年度報告書』。

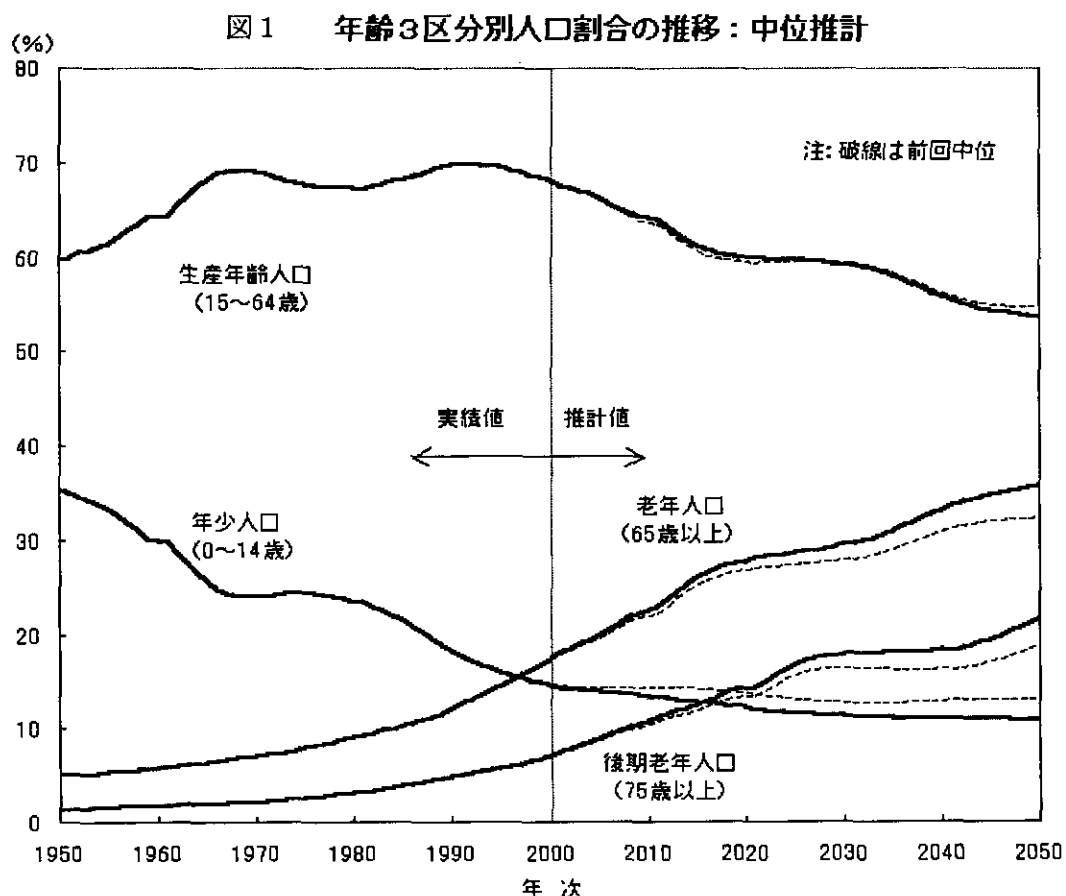
公的年金の foundation に関する比較研究（平成 11～13 年度）
総合研究報告

府川 哲夫 国立社会保障・人口問題研究所
大石亜希子 国立社会保障・人口問題研究所

1. 研究の背景

急速に進展する人口高齢化

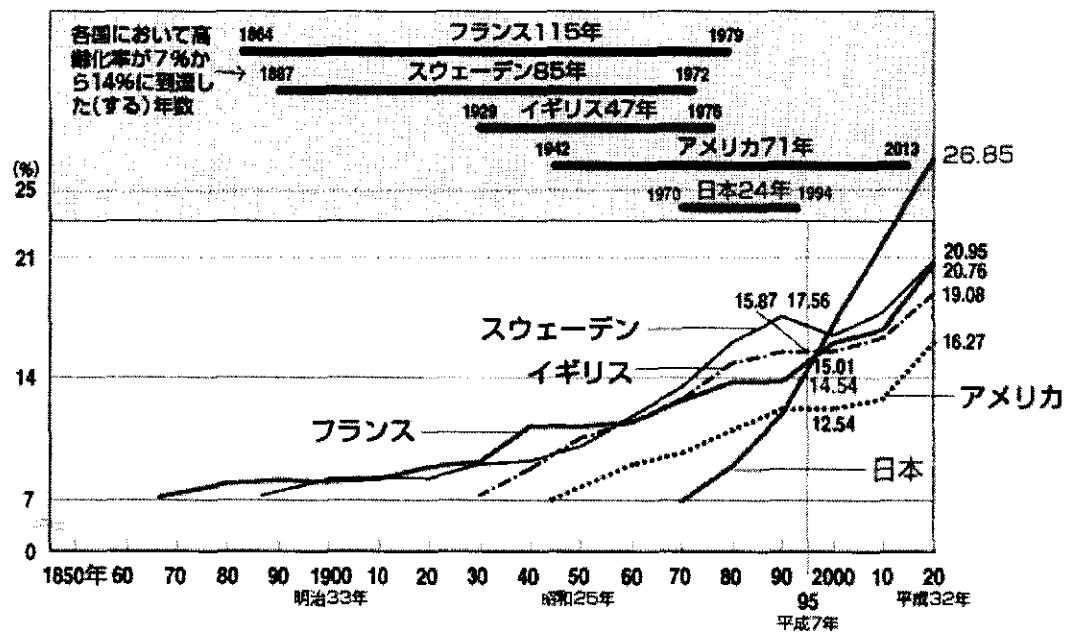
国立社会保障・人口問題研究所が 2002 年 1 月に発表した新人口推計によると、総人口に占める 65 歳以上人口の割合は、1960 年には 5.7%であったものが、2000 年には 17.4%まで上昇しており、2014 年には 25%台に、2050 年には 35.7%に達すると予測されている（図 1）。すなわち 2050 年には 2.8 人に 1 人が 65 歳以上人口となるものとみられる。



生産年齢人口に対する年少人口と老年人口の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口の扶養負担の程度をあらわすための指標として従属人口指数がある。中位推計に基づく老年従属人口指数（老年人口を生産年齢人口で除した値）は、現在の 26%（働き手 3.9 人で老人 1 人を扶養）から 2030 年代には 50%台に（2人で1人を扶養）に上昇し、2050 年には 67%（1.5 人で1人を扶養）となるものと予測される。

人口高齢化は先進国に共通した現象であるが、日本の特徴は、高齢化のスピードが非常に速いことである。高齢化率（65 歳以上人口が全人口に占める割合）が 7%から 14%に倍増するのに要した年数を比較すると、フランスが 115 年、スウェーデンが 85 年であるのに対し、日本はわずか 24 年を要したに過ぎない（図 2）。

図 2 高齢化率の国際比較



このように高齢化が進むのは、第 1 に少子化が進んだためであり、第 2 に、死亡率の低下により寿命が伸長したためである。合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子供数）は、1970 年代初頭には人口置換水準である 2.1 を超えていたが、1974 年以降、急速に低下し、1999 年には 1.34 と過去最低を記録した。一方、1955 年には男性 63.6 歳、女性 67.7 歳であった平均寿命は、2000 年には男性 77.6 歳、女性 84.6 歳まで伸び、世界有数の長寿国となっている。国立社会保障・人口問題研究所が 2002 年に発表した新人口推計では、今後も合計特殊出生率の低迷は続いて 2025 年でも 1.38 にとどまり、平均寿命はさらに伸びて 2025 年には男性 79.76 歳、女性 87.52 歳に達すると見込まれている。

家族の扶養機能の低下

少子化・高齢化は世帯構造にも大きな変化をもたらす。国立社会保障・人口問題研究所の「世帯数の将来推計」（1998年10月推計）では、世帯主が65歳以上の世帯は、1995年の865万世帯から2020年の1718万世帯まで、ほぼ倍増する（図1）。これに伴い、一般世帯総数に占める世帯主が65歳以上世帯の割合は、19.7%（1995年）から35.2%（2020年）へ上昇する。すなわち、3世帯に1世帯は高齢世帯となるわけで、高齢化は人口構成よりも世帯構成でみた場合により強く意識される。

世帯主が65歳以上の世帯を家族類型別にみると、今後は「単独世帯」と「夫婦のみ世帯」の割合が増え、「その他の一般世帯」（三世帯世帯など）の割合は1995年22.3%から2020年には15.5%に低下する。注目されるのは、世帯主が75歳以上の「単独世帯」が急増することで、1995年の92万世帯から2020年には306万世帯へと、3倍以上の増加が見込まれている。

世帯構成の変化を受けて、一世帯当たりの平均世帯人員は1995年の2.82人から2020年には2.49人へと減少する。この2.5人という世帯規模は、1990年代の諸外国と比較してそれほど小さいわけではない。2020年における単独世帯の割合も、1990年のスウェーデンやノルウェーより低いくらいである。しかしながら世帯の中身は、現在の諸外国と比較にならないほど高齢化していることになる。

高齢化のチャレンジ

人口高齢化とそれに伴う世帯構造の変化は、高齢期の所得保障に大きなインパクトを及ぼす。第1に、世帯規模の縮小や世帯人員の高齢化により、これまで家族が担ってきた生活保障機能は大きく低下する可能性がある。したがって個人の自助努力あるいは社会的な枠組みによる高齢期の所得保障の必要性は今後、一層高まる。

それにもかかわらず、第2に、高齢期の所得の大きな部分を占める日本の公的年金は、1999年度末で218兆円という巨額の積立金を保有するものの、基本的には賦課方式で運営されているため、従属人口比率の上昇により現在の枠組みのままでは保険料負担の段階的な引き上げ、もしくは給付水準の段階的な引き下げが不可避となる。

第3に、高齢化に伴い生産年齢人口は既に減少局面に入っており、労働力人口も1998年の6793万人をピークに減少に転じている。生産要素である労働力の減少は、他の条件を一定として、経済成長率の低下をもたらす。賦課方式で運営される公的年金制度の維持を一層困難にする。

これらの要因はいずれも、公的年金制度の改革を迫るものである。

ところで、こうした変化は日本に限った現象ではない。先進諸国の多くが1990年前後よ

り成長率の低下、あるいはマイナス成長に見舞われ、プライマリー・バランス¹は大幅に悪化した(表1、表2)。高齢化が進むなかでの成長鈍化、財政収支の悪化により、各国とも公的年金制度をどのようにして維持するかが大きな問題となったのである。

表1 経済成長率の比較

(%)

	オースト リア	フランス	ドイツ	イタリア	日本	スウェー デン	イギリス	アメリカ	EU	OECD 計
1974-84 年平均	2.8	2.1	1.9	2.5	3.7	1.6	1.5	3.0	2.0	2.9
1985	5.2	1.5	2.0	3.0	4.4	2.2	3.8	3.8	2.5	3.6
1986	1.8	2.3	2.3	2.5	3.0	2.7	4.2	3.4	2.7	3.1
1987	4.8	2.5	1.5	3.0	4.5	3.3	4.2	3.4	2.8	3.7
1988	4.5	4.3	3.7	3.9	6.5	2.6	5.2	4.2	4.2	4.6
1989	4.5	4.3	3.6	2.9	5.3	2.7	2.2	3.5	3.6	3.8
1990	1.3	2.6	5.7	2.0	5.3	1.1	0.8	1.8	3.1	3.1
1991	-0.6	1.0	5.0	1.4	3.1	-1.1	-1.4	-0.5	1.8	1.2
1992	2.4	1.3	2.2	0.8	0.9	-1.7	0.2	3.1	1.2	2.1
1993	3.9	-0.9	-1.1	-0.9	0.4	-1.8	2.5	2.7	-0.3	1.4
1994	4.7	1.8	2.3	2.2	1.0	4.1	4.7	4.0	2.8	3.2
1995	4.1	1.9	1.7	2.9	1.6	3.7	2.9	2.7	2.4	2.5
1996	4.1	1.1	0.8	1.1	3.5	1.1	2.6	3.6	1.7	3.1
1997	3.5	1.9	1.4	2.0	1.8	2.1	3.4	4.4	2.6	3.5
1998	5.4	3.5	2.0	1.8	-1.1	3.6	3.0	4.3	2.9	2.7
1999	4.5	3.0	1.8	1.6	0.8	4.1	2.1	4.1	2.6	3.1
2000	3.4	3.4	3.0	2.9	1.5	3.6	2.9	4.1	3.3	3.7

(出典) OECD(2001) *Economic Outlook*.

¹ プライマリーバランス均衡とは、利払費及び債務償還費を除いた歳出が公債金収入(借金)以外の収入で賄われている状況を言う。この場合、現世代の受益と負担がちょうど均衡する。

表2 一般政府のプライマリー・バランス

(名目GDP比、%)

	オースト リア	フランス	ドイツ	イタリア	日本	スウェーデン	イギリス	アメリカ	EU	OECD 計
1985	-1.4	-0.9	1.1	-4.2	1.8	-0.9	0.5	-1.8	-1.1	-0.9
1986	-0.1	-1.0	1.0	-2.9	1.6	0.8	0.6	-2.0	-0.7	-0.8
1987	1.8	0.2	0.4	-3.0	2.5	5.6	1.3	-1.0	-0.1	0.0
1988	3.3	-0.3	0.2	-2.4	2.9	3.9	3.2	-0.3	0.3	0.6
1989	3.6	0.4	2.2	-0.6	3.5	5.4	3.2	0.2	1.2	1.2
1990	2.1	0.3	-0.1	-1.8	3.2	3.9	0.8	-0.8	0.0	0.3
1991	-0.9	0.1	-0.8	-0.4	2.9	-1.8	-1.1	-1.3	-0.4	-0.3
1992	-2.6	-1.4	0.0	1.5	1.9	-7.5	-4.4	-2.2	-0.8	-1.0
1993	-2.7	-3.0	-0.5	2.3	-1.3	-11.0	-5.7	-1.4	-1.5	-1.4
1994	-0.6	-2.4	0.3	1.7	-2.6	-8.9	-4.1	-0.2	-0.9	-0.8
1995	0.1	-2.2	-0.2	3.3	-3.5	-5.1	-2.8	0.6	-0.4	-0.3
1996	1.1	-0.6	-0.3	3.8	-3.8	-0.1	-1.6	1.3	0.6	0.4
1997	2.1	0.2	0.3	6.1	-2.6	1.7	0.8	2.4	1.9	1.6
1998	2.7	0.5	0.9	4.7	-4.2	4.9	3.2	3.5	2.4	1.9
1999	3.1	1.4	1.5	4.3	-5.7	4.3	3.5	3.7	2.8	2.0
2000	2.1	1.6	4.0	5.6	-5.3	5.9	4.1	4.4	4.0	2.9

(出典) OECD(2001) *Economic Outlook*.

こうした「高齢化のチャレンジ」に対して世銀が示した処方箋は、三階建てのシステムであった (World Bank (1994))。すなわち、再分配的な性格の強い基本的に定額の一階部分と、報酬比例的な二階部分、そして民間の個人年金的な色彩の強い積立方式の三階部分からなるシステムである。しかしながら各国は必ずしも世銀が提唱したようなシステムに収斂しつつあるわけではない。その理由としては、第 1 に、政府の役割として国民が期待する水準が国により異なること、第 2 に、所得保障手段を提供する民間サービス市場の発達度合いが異なること、第 3 に、経済成長率や貯蓄率などマクロの経済条件が異なること、第 4 に、労働市場の状況が異なること、そして第 5 として、公的年金以外の医療や社会福祉といった社会保障制度が高齢期のリスクを保障する程度が異なること——がある。

そこで当プロジェクトでは、主要先進国の公的年金制度について、その基本原則、所得代替率、再分配の程度、制度の generosity 等を詳細に比較・分析することを通じてその背景

にある理念を明らかにし、日本の公的年金制度の客観的な特徴づけを行うこととした。

2. 研究方法と実施経過

本研究は平成 11～13 年度の 3 ヶ年にわたって実施した。まず、11 年度には、来日した 3 名の年金研究の専門家（オリビア・ミッチェル：ペンシルベニア大教授（米）、ジョン・ピゴット：ニューサウスウェールズ大教授（豪）、マッツ・パーソン：ストックホルム大教授（スウェーデン））および日本の研究者と年金改革について意見交換を行った。12 年度にはそこで得られた情報や他の欧州諸国の動向をもとに、先進諸国の年金改革及び各国に共通する問題点について調査研究を行い、その成果を『年金と雇用』誌 2001 年 2 月号に掲載した。13 年度はイギリス・アメリカ・ドイツの年金研究の専門家と研究交流を行い、その成果を『年金と経済』誌 2002 年 2 月号に掲載した。

3. 研究結果

公的年金制度の比較

表 3 は 6 か国の被用者を対象とした公的年金の比較表である。この中で、被用者だけを対象とした制度はフランスと日本だけであり、ドイツやアメリカは自営業者も同一の制度に適用されている。また、スウェーデンやイギリスは住民を対象とした制度となっている。

老齢年金の給付の型はフランス、ドイツ、アメリカが生涯賃金を基準とした報酬比例年金であり、日本、スウェーデン(1998 年改正前)、イギリスは定額部分と報酬比例部分の和という形になっている。日本の厚生年金では基礎年金が定額（ただし、加入期間比例）で、報酬比例部分の給付は加入期間と生涯賃金に比例している。イギリスの公的年金は 1 階部分が定額年金で、その上に報酬比例年金が用意されているが、2 階部分は適用除外の人が多く、その役割は小さい。

財政方式は 6 か国とも賦課方式が基本であるが、日本、スウェーデン、アメリカでは積立金を保有している。保険料以外の財源については国によって事情が異なり、興味深い点の 1 つである。フランスは国庫負担がないが、総合福祉拠出金（CSG）の 1.3%ポイント分が年金財源に使われている。ドイツは年金給付の約 20%が国庫負担で賄われているほか、付加価値税の 1%ポイント分の税金等が年金財源に回され、保険料率が 20.3%から 19.5%に引き下げられた（1999 年 4 月から）。日本は基礎年金給付の 3 分の 1 が国庫負担で賄われているが、この率を 2004 年までに 2 分の 1 に引き上げることが決められ、そのための税金に関する議論が行われている。イギリスやアメリカでは公的年金制度に対する政府の一般財源からの支出は行われていない。

老齢年金の支給開始年齢は通常 65 歳であるが、これも国によって少し事情が異なる。フランスは 1980 年代前半に 60 歳に引き下げられ、今日に至っている。このため高年者の早期引退が定着し、現在及び将来の大きな問題となっている。早期引退の傾向は先進国に共通の現象であるが（日本はやや例外）、フランスでは特に深刻で 50 歳代後半の男性の労働

参加率は70%を下回っている。スウェーデンでは60歳代を「引退の10年」と位置付け、人々の引退行動に関して年金制度が中立的、かつ、平均余命の伸びが年金財政に影響を与えないようなしくみとなっている。イギリスでは支給開始年齢に男女差があるが、女性の支給開始年齢を段階的に65歳に引き上げている。アメリカでは1983年の年金改革で2027年までに支給開始年齢を65歳から67歳に引き上げることが決定された。

表3 被用者を対象とする公的年金制度の国際比較

	フランス	ドイツ	日本	スウェーデン	イギリス	アメリカ	
適用 被=被用者, 自=自営業者、住=住民	被	被/自	被	住	住	被/自	
保険料率(%)	16.45	19.5	13.6	18.5	20.0 ¹	12.4	
年金制度に投入される税	有 ²	有 ³	—	—	—	—	
財政方式 賦=賦課方式、f=積立金	賦	賦	賦+f	賦+f	賦	賦+f	
国庫負担(給付に対する割合:%)	—	20	基礎年金の1/3	有	²	—	
支給開始年齢	60	65	60 65(BP)	61-70	65/60	65 67(2027)	
給付の種類	F=定額, LS=生涯賃金	LS ⁴	LS	F+LS	F+LS ⁵	F+LS	LS
満額年金の加入年数(年)	38	40	40(BP)	30	50	35	
給付乗率 ⁶ (%)	1.75	1.50	0.75(E)	7	0.40	8	
最大代替率(%)	50	60	30(E)	60	20	41	
給付の調整	P=物価スライド, GW=総賃金, nW=手取り賃金	P/gW ⁹	nW	P/nW ¹⁰	P	P	P

(注) 1. 国民保険の保険料率(所得によって率が異なる)。

2. 7.5%のCSG(Contribution Sociale Generalisee: 総合福祉拠出金)のうち1.3%分。

3. 16%のVAT(付加価値税)のうち1%分。

4. 最良の12年間。

5. 最良の15年間。

6. 1年の拠出に対する給付の大きさ(再評価賃金に対する割合)。

7. 拠出期間が長くなるにつれて給付乗率は低下する。

8. 再評価賃金の上昇とともに給付乗率は低下。

9. 基礎部分は物価スライド, 報酬比例部分は総賃金スライド。

10. 5年ごとの再計算時は手取り賃金スライド, 中間年は物価スライド。

ただし、1999年度改正で手取り賃金スライドは当分の間凍結。

11. 日本: BPは基礎年金部分, Eは報酬比例部分。

(資料) OECD(1997b)

表4 公的年金支出の対GDP比

	(%)					
年	フランス	ドイツ	日本	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1980	-	11.3	4.3	12.1	6.9	6.4
1985	11.1	11.2	5.2	10.5	7.7	6.7
1990	12.3	10.3	5.5	12.1	7.2	6.5
1993	13.6	10.9	6.1	14.5	8.4	6.8
1995	10.6	11.1	6.4	11.8	4.5	4.1
2020	11.6	12.3	14.3	13.9	5.1	5.2
2050	14.4	17.5	14.4	14.5	4.1	7.0

(資料) ILO, *The Cost of Social Security*.

OECD(1997), *OECD Economic Surveys JAPAN*.

1995年における公的年金給付総額の対GDP比はイギリスとアメリカが4%台、日本は6%、フランス、ドイツは約11%、スウェーデンは12%と、定額年金か報酬比例年金かという給付の型には関係なく、ヨーロッパ大陸諸国で高く、イギリス・アメリカで低い(表4)。日本は両者の中間に位置しているが、現行制度のまま(1994年改正以前)では21世紀前半にはヨーロッパ大陸諸国の仲間入りをすると推計されている。

年金給付の大きさを決める要因には支給開始年齢、年金額の水準(賃金代替率などで表示)、年金額の調整(スライド)、などがある。年金額の水準を示す指標としては標準年金額の平均賃金に対する割合(賃金代替率)がよく用いられる。例えば40年加入の平均的賃金を得ていた者の老齢年金の賃金代替率(かつこ内は扶養配偶者がいる場合)はドイツ44%、日本38%(52%)、アメリカ41%(61.5%)である。この他に年金額の水準を示す指標として給付乗率(Benefit accrual factor)がある。これは1年間の拠出につき、対象となった賃金(再評価後)の何%が年金として死亡するまで給付されるかを示すもので、報酬比例年金の場合には端的に年金額の水準を示すものである。フランスの給付乗率は1.75%、ドイツは1.50%である(表3)。アメリカの場合は生涯賃金が増えるに従って給付乗率が低下するしくみとなっており、第1のバンド・ポイントまでは2.57%、第1と第2のバンド・ポイントの間は0.91%、第2のバンド・ポイント以上は0.43%で、平均して給付乗率は低所得者(平均所得の45%)1.6%、平均所得者1.2%、高所得者0.7%と計算される。定額部分と報酬比例部分の混合型の年金制度の場合には、報酬比例部分についてのみの給付乗率となるので、国ごとの比較をする場合には注意を要する。日本の厚生年金(報酬比例部分)の給付乗率は0.75%、イギリスの2階部分の給付乗率は0.40%である。厚生年金で基礎年金と報酬比例部分が同額の人を例にとると、この人の給付乗率は結果として1.50%とみなす

ことができる。

所得比例年金をとる国の問題点と改革の動向

年金改革の議論では a.給付引下げ、b.支給開始年齢引上げ、c.拠出引上げ、d.積立方式への移行、の4種類の対応策が挙げられる。給付引下げにもいろいろな方法がある。所得比例給付を定額にすれば確かに支出は減らせるが、インセンティブの問題が起きるとともに、定額制になれば額をできるだけ低く押さえようという圧力が働き、貧困を増加させる原因となる (Burtless、1998)。スライド率を低くすることも給付引下げの一つの方法であるが、企業年金など他の給付の多くが物価スライドされていない中で、公的年金のスライド率を下げればやはり貧困の問題が生じる。支給開始年齢の引上げはアメリカの1983年改革、ドイツの1989年改革、日本の1994年度及び1999年度改革などで決定されているが、いずれも長い周知期間と段階的な実施が必要である。拠出の引上げは「負担の限界」とも関係してどこの国でも国民の反発が強い。また、拠出上限所得を引き上げてもそれが給付に反映されれば増収の効果は薄れる。以上の a, b, c, はいずれも現行の賦課方式でも可能な対策である。一方、事前積立方式への移行は公的制度でも可能であるし、民営化という選択肢もある。

アメリカの公的年金制度、老齢・遺族・障害保険 (OASDI) は1983年の改正で、1984年以前に採用された連邦公務員を除く全ての被用者 (公務員を含む) 及び自営業者を適用する普遍的な制度となった。財源は被用者と事業主からの社会保障税 (12.4%を労使折半、自営業者は全額負担)、年金給付に対する課税及び信託基金の利子収入で全ての年金給付と事務費 (給付の0.8%) を賄い、国庫負担はない。給付は過去の拠出のみに依存し、受給者の所得や資産には無関係である。定額給付では現役時代の生活水準を反映した老後の所得保障として役立つため、給付は報酬比例で、将来にわたって一定の賃金代替率が維持されるよう設計されている。しかし、給付は低所得者や被扶養者をかかえている者を厚遇するものである。つまり、給付の十分性 (benefit adequacy) を確保するために「拠出に正比例した給付」という公平性の原則からは離れている (この点が強制的な個人貯蓄と最も異なる点である)。低所得者の方が死亡率が高いことを考慮しても、OASDIは所得再分配の機能を十分果たしている。また、物価スライドによって年金の購買力は維持され、この点は民間の商品にはない極めて価値の高い (特に高齢になればなるほど) 特徴である。

アメリカでは1990年代後半になって社会保障年金の民営化論が大きな関心を集めるようになった。2000年のOASI信託基金の将来推計によると、現行法のままでは2037年に基金の準備金が底をつき、その後は給付の約72%しか支払えない見通しである。ブッシュ大統領は2001年5月に16人から成る超党派の委員会 (The President's Commission to Strengthen Social Security Advisory Council on Social Security) を発足させ、改正案を提言するように求めた。2001年12月の暫定版の報告書では制度改革のために3つの案が提示された。

第1案は、任意加入の個人勘定は導入するが、それ以外の年金制度改革は行わないとい

うものであり、個人勘定の設計が自由である半面、年金制度の財政的安定性の改善は不十分な内容となっている。第2案は、任意加入の個人勘定を導入した上で、2009年から新規裁定における賃金の再評価を賃金上昇率から物価上昇率に変更することによって、保険料を引き上げることなく将来の全ての退職者に少なくとも今日の退職者と同じ給付（インフレ調整済）を支給するというものである。低所得者の給付は今日よりも改善される。第3案は、任意加入の個人勘定を導入し、さらに1%分の保険料追加及び給付の増加率を低く抑えることによって、現行制度の賃金代替率と同程度あるいはそれ以上の給付を支給できるとするものである。委員会の本報告書はまだ公表されておらず、現在、議論が続いているところである。

ドイツでは高齢者の所得保障は公的年金が圧倒的に重要である。ドイツでも早期引退が定着し、平均引退年齢は60歳である（Schmaehl, 2000）。1989/92年改正では1)年金給付の調整を総賃金スライドから手取り賃金スライドに変更、2)65歳以前の早期受給に対する減額制を2001年から段階的に導入、等の改正が行われた。また、「45年加入の標準年金は現役労働者の平均手取り賃金の70%」という水準が政治的合意となった（Schmaehl, 2000）。年金改革2000（2001年1月及び5月成立）では、保険料率を2020年まで20%以下に、2030年まで22%以下に抑えることが改革の目的とされた（Federal Ministry of Labour and Social Affairs, 2001）。2030年における数値目標として、保険料率が22%を超えないこと、45年加入の標準年金の手取り賃金代替率が67%を下回らないこと、税財源の割合が34%を超えないこと、が掲げられている。そのための手段として1)給付の3分の1を税で賄う（2000年までに実施）、2)年金給付を一律に4%程引下げる（2030年までに段階的に実施）、3)積立方式の個人老齢保障制度（任意加入、税財源による補助付）を導入して、公的年金の給付削減を補う、というポリシー・ミックスが採用された（府川, 2002）。

定額年金をもつ国の問題点と改革の動向

多くの先進国では経済成長の低下にもなって社会支出の増加を抑制してきたが、イギリスではさらに公的年金を縮小して国の負担を軽減する道を選んだ。イギリスでは医療や教育は社会全体の責任であるという考え方が極めて強く、医療や教育の分野でサービスの向上を図るために税が上がることを容認する人の割合は高い。しかし、年金に関しては公的制度の役割は小さく、大部分の勤労者にとって退職後の所得保障は私的仕組み（企業年金等）に頼ることがnormになっている（Glennester, 2000）。

イギリスの公的年金は定額給付（加入期間が少なければ減額）の基礎年金と報酬比例の付加年金（SERPS）という2階建てで賦課方式により運営されていたが、1986年及び1995年の制度改正により付加年金部分は企業年金又は個人年金を選択することにより適用除外されることが可能となった。1997年5月に実施された総選挙の前に発表されたメジャー政権（保守党）の年金改革案は現行の賦課方式で運営されている2階建て制度を廃止して確定拠出型の積立方式の制度を導入するというものであった（武井, 2000）。総選挙で誕生し

た労働党のブレア政権は1998年12月に次のような年金制度改革案を発表した(武井,2000):
-付加年金(SERPS)に代えて第2年金(State Second Pension)を創設して、年9,000ポンド(平均賃金の1/2程度)未満の低所得者の年金を大幅に改善する。

-年9,000~20,000ポンドの中間所得層で企業年金のない者を対象にステークホルダー年金(強制的な個人年金)制度を創設する。

イギリスの年金は物価スライドのみで、1人分の基礎年金の平均賃金に対する割合は1979年の25%から1995年には15%に低下し、2005年頃には10%になると見込まれている。この給付水準はヨーロッパ大陸諸国と比べてはるかに低い。また、年金給付の対GDP比は今日の6%から2050年には4.8%に低下する見通しである(Glennester,2000)。退職人口の半数は企業年金からかなりの所得を得ているが、一方で公的年金のみに依存している高齢者も少なからず存在している。特に1階部分の定額年金は他の所得に比べて相対的に低下し、ライフサイクルにわたる生活水準の平準化についてますます適切な役割を果たさなくなっている(ヒルズ、1997)。

スウェーデンの公的年金はこれまで原則として65歳から定額の年金を支給する国民基礎年金(FP)と従前の所得に比例して支給される国民付加年金(ATP)の2階建てで、賦課方式で運営されていた。しかし、人口の高齢化、賦課方式の運用利回りの低さ、保険数理に則らない給付方式がもたらす支出増、などのため年金財政の安定性が問題となり、年金制度の改革が長い間議論された。1998年の年金改革では経済変動や人口構造の変化に対して中立的な年金制度をめざした抜本的な改革が行われた(99年1月から施行されたが、新制度による給付は2001年1月から)。新制度では保険料率は18.5%に固定され、そのうち16%が賦課方式、2.5%が積立方式で運用される。しかし、賦課方式の部分についてもみなし利子率という概念を用いて年金額が算定されるため、被保険者・受給者からみれば制度全体が積立方式で運用されているのと同じである。つまり、実際には積立金をもたずに実質的に確定拠出型の給付を行う方式である。年金の支給開始年齢は61歳以上で自由に選べ(ただし、支給開始年齢によって年金額は数理的に調整される)、かつ、自分の属する世代の平均余命が年金額に反映される。

女性の年金

ここで女性の年金という観点から、アメリカとイギリスの制度を日本と比較してみよう。

アメリカでは、公的年金が引退後所得に占める割合は、夫婦世帯で約4割弱である。65歳以上の妻には夫の年金の50%が支給される。したがって1997年の受給者平均でみると、夫婦で14万円受給している内訳は夫9.3万円、妻4.6万円ということになる。夫の死亡後は、夫の年金の100%が遺族年金として支給されるので、寡婦の公的年金額は9.3万円となる。

年間所得が一定額(1998年で2,800ドル=約33万円)以上の被用者および年収400ドル(同、約4.3万円)以上の自営業者は社会保障年金に加入するので、制度の適用対象は全労

働者の95%に達している。10年以上の加入で受給権が得られる。女性の公的年金受給者2000万人のうち、750万人は自分自身の就労実績に基づく年金を受給しており、750万人が配偶者年金（遺族年金を含む）を受給、そして500万人は自分自身の就労実績に基づく年金権と妻（寡婦含む）としての年金権の両方をもっており、有利な方を選択している。アメリカでは配偶者年金や遺族年金を受給するには10年以上の婚姻期間が必要であり、短期間に離婚した低所得の女性は年金上、不利な立場にある。

一方、イギリスでは、公的年金（基礎年金+付加年金）が引退後所得に占める割合は4割強である。イギリスの基礎年金は定額年金で、被扶養配偶者である妻には夫の基礎年金の約60%が支給される。したがって、1996年の夫婦世帯が受給する基礎年金の内訳は夫4.9万円、妻2.8万円ということになる。夫が死亡すると、妻自身が単身者として満額の基礎年金を受給する。また付加年金は支給開始年齢以上の寡婦に原則として満額が継承されるので、平均的な寡婦の公的年金額は6.3万円となる。しかしながら、2000年4月以降に寡婦（夫）となった者については、付加年金の継承額は50%に減額されることとなった。基礎年金の水準が低いこともあり、1000万人の年金受給者のうち150万人はミーンズテスト付きの所得補助（生活保護）を受給している。また、ミーンズテスト付きの家賃補助を受けている年金受給者数も同規模に達する。

公的年金に加入するには週66ポンド（月額約4.9万円）以上の所得が必要である。イギリスのパートタイマーは労働時間が短いので所得条件を満たす者は少ない（あるいは就労調整をしてしまう）。そのため現在60歳以上の女性では、満額の基礎年金を受給しているのは6割に満たない。満額を受給している女性の多くは、前述したように夫の死後、満額をするようになった者である。

日本との比較では、つぎの3点を指摘できよう。

第1に、アメリカやイギリスで被扶養配偶者が保険料負担なしに年金を受給できるのは事実であるが、対象者や受給額でみると限定的だということである。アメリカの場合、所得要件が低く設定されているので、パートタイマーであっても通常は社会保障税を拠出する。日本のように結婚した後、一切保険料を負担せずに受給権を得る女性というのは稀である。一方、イギリスの場合は保険料負担なしに受給できる妻の年金額は月額2.8万円に過ぎない。

第2に、保険料負担なしに妻が手にする遺族年金の金額も、アメリカ9.3万円程度、イギリス6.3万円程度というように、日本より低い（日本の遺族厚生年金受給者の平均受給額は8.5万円であり、女性の基礎年金の平均受給額と合計すると13.5万円となる）。アメリカでは自分自身の年金と遺族年金のどちらか有利なほうを選択することになっており、その点では日本と同じような女性の年金問題が生じている。しかし日本ほど女性同士の対立として強調されないのは、前述したように社会保障税を拠出する機会が多いことに加え、遺族年金のレベルが低いため、女性自身の就労実績に基づく年金が遺族年金を超えることもしばしばあるからである。もちろん日本と同様、高所得の夫の未亡人が受給する遺族年金が